

13 環境省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1018070	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	<p>一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に広く薄く存在する剪定枝等の再生利用を効果的に促進するためには、市町域を超えて収集運搬を集約することが採算面等で合理的であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用の取組が進んでいない。</li> <li>・ また、再生利用指定制度を活用している市町も一部あるものの、大半の市町は剪定枝等を焼却により処理するなど、制度を活用していないのが現状である。</li> <li>・ このため、規制(市町単位での許可)を緩和することにより、剪定枝等の広域的な連携による再生利用について、収集運搬に取り組もうとする者の意欲が喚起されるとともに、市町の理解が得られやすくなり、剪定枝等の再生利用が一段と促進されるものと考えられる。</li> </ul>		兵庫県	兵庫県	環境省
1018080	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	<p>狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やシューティングシミュレーターによる銃猟模擬体験会の開催などに加え、平成26年度より有害鳥獣捕獲入門講座、同実践研修等による新規狩猟後継者の育成・確保に取り組む予定である。</li> <li>・ 狩猟免許試験の実施においても、開催箇所を増などの受験者の利便性向上に取り組み、さらに試験実施内容の合理化策として銃所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。</li> <li>・ 既に所持許可を有する者でも銃の基本操作が確実でないことがあるとするのは、その許可を否定することにもなりかねず、所持許可を有する者は基本操作を当然習熟しているものとして一定の評価を行い、本県の提案に沿った取り扱いを検討願いたい。</li> </ul>		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1018090	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ)に関し、狩猟期間中にわなによる捕獲をすることができることとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護区における鳥獣の捕獲行為は行政機関の許可に基づく捕獲に限定の上、農林業被害に対しては有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせる総合的に推進すべきであるが、過疎等により狩猟者が減少している一部地域では、その取り組みで補いきれない状況となっている。</li> <li>・ そのような鳥獣保護区における限定的な農林業被害対策として、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣(シカ、イノシシ等)に限り、特定猟法(わな)での狩猟を可能とする取り組みを提案しているものである。</li> <li>・ 鳥獣被害が低減しないことによる保護区の廃止要望もある中、永続的・安定的な鳥獣保護区設定に資すると思われる本県の提案趣旨をご理解願いたい。</li> </ul>		兵庫県	兵庫県	環境省